



# 令和5年度の国民健康保険税 課税限度額の改正案

---

令和4年度第2回国民健康保険運営協議会

令和4年10月5日

武蔵野市 健康福祉部 保険年金課



## 改正内容(案)

---

令和5年度以降の保険税において、  
基礎(医療)分の課税限度額を2万円  
後期高齢者支援金賦課分の課税限度額を1万円引上げ、  
合計102万円に改定する(介護納付金分は据え置く)。

参考(令和4年度)

本市課税限度額 合計 99万円

法定課税限度額 合計 102万円

# 税率及び課税限度額(案)

※( )内は、均等割軽減適用後の額。下記の\*参照

	令和3年度 (参考)	令和4年度 (現行条例)	令和5年度 (改正案)
<b>均等割額</b>	<b>47,900円</b> (14,370円、23,950円、38,320円)	<b>50,900円</b> (15,270円、25,450円、40,720円)	<b>50,900円</b> (15,270円、25,450円、40,720円)
基礎(医療)	25,900円 (7,770円、12,950円、20,720円)	27,400円 (8,220円、13,700円、21,920円)	27,400円 (8,220円、13,700円、21,920円)
後期支援	9,800円 (2,940円、4,900円、7,840円)	10,600円 (3,180円、5,300円、8,480円)	10,600円 (3,180円、5,300円、8,480円)
介護納付金	12,200円 (3,660円、6,100円、9,760円)	12,900円 (3,870円、6,450円、10,320円)	12,900円 (3,870円、6,450円、10,320円)
<b>所得割率</b>	<b>8.3%</b>	<b>8.7%</b>	<b>8.7%</b>
基礎(医療)	5.00%	5.10%	5.10%
後期支援	1.80%	1.95%	1.95%
介護納付金	1.50%	1.65%	1.65%
<b>賦課限度額</b>	<b>99万円</b>	<b>99万円</b>	<b>102万円</b>
基礎(医療)	63万円	63万円	<u>65万円</u>
後期支援	19万円	19万円	<u>20万円</u>
介護納付金	17万円	17万円	17万円

\* 均等割額の( )内は、左から順に、7割軽減後、5割軽減後、2割軽減後の税額。

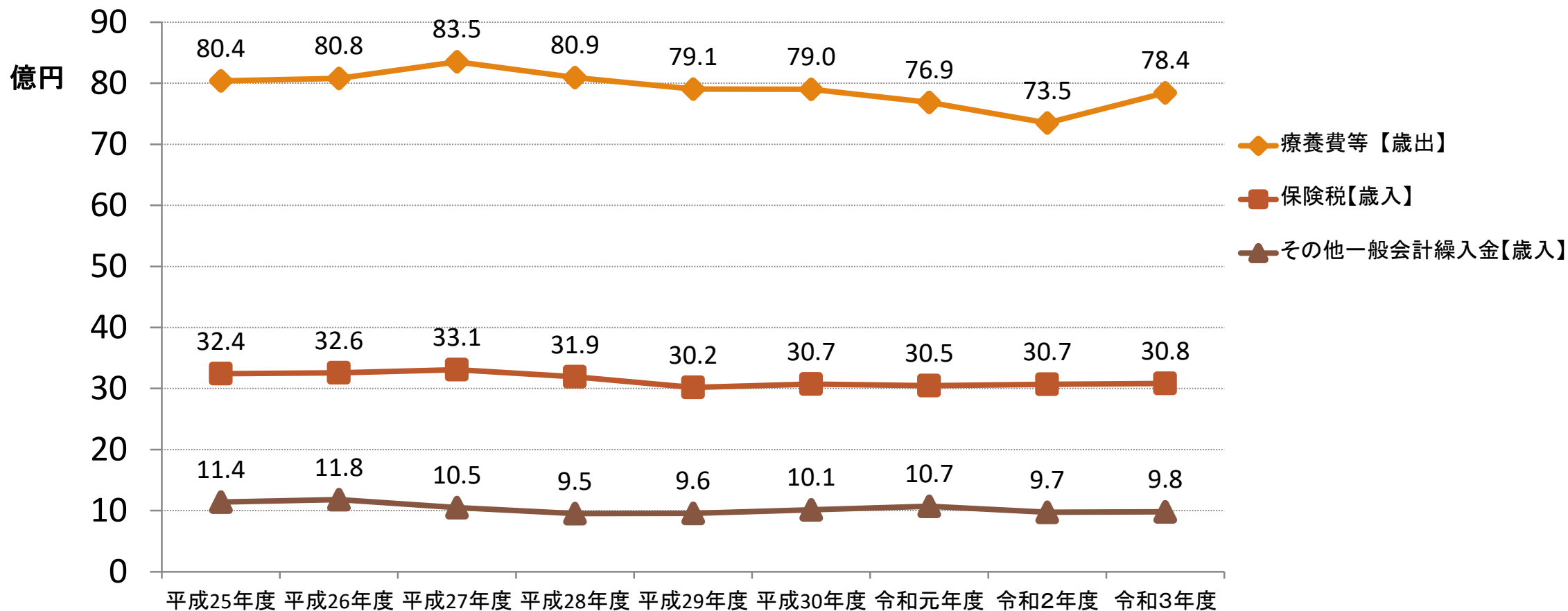


## 改正の理由

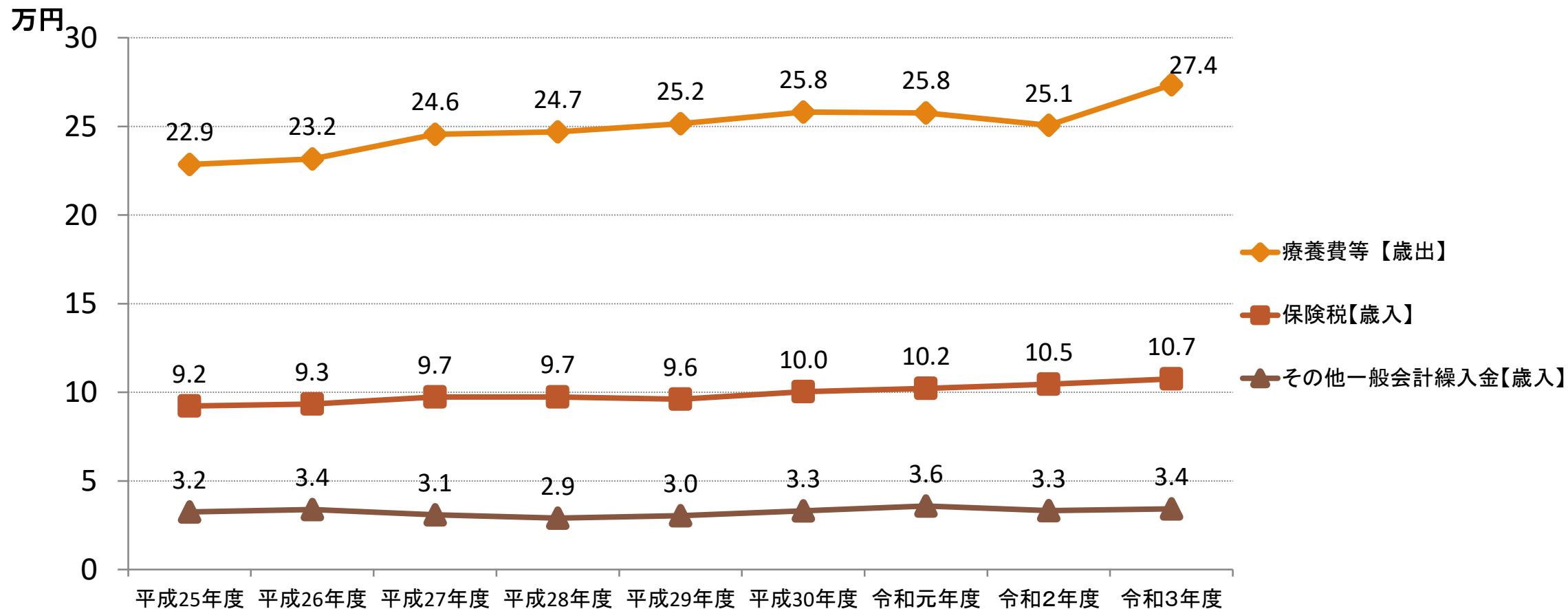
---

第1期武蔵野市国民健康財政健全化計画(令和3年度改定版)に基づき、被保険者の減少、高齢化の進行等による保険税額の減少、医療の高度化、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加等の影響を踏まえた国民健康保険事業における財政の安定化のために改正する。

# 国民健康保険事業会計の推移 (決算総額)



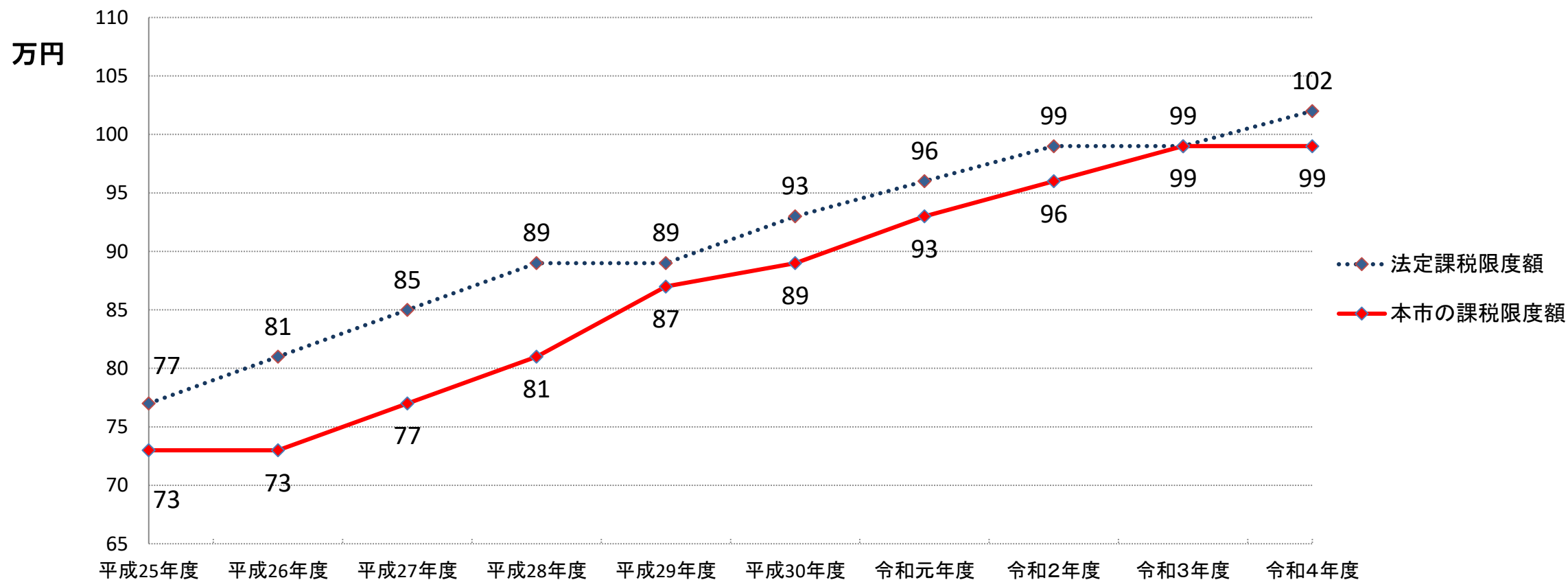
# 国民健康保険事業会計の推移 (1人当たり決算額)



# 法定課税限度額の推移 ( )は本市の額

年月	合計	(内訳)		
		基礎(医療)	後期支援金	介護納付金
平成25年4月	77万円 (73万円)	51万円 (50万円)	14万円 (13万円)	12万円 (10万円)
平成26年4月	81万円 (73万円)	51万円 (50万円)	16万円 (13万円)	14万円 (10万円)
平成27年4月	85万円 (77万円)	52万円 (51万円)	17万円 (14万円)	16万円 (12万円)
平成28年4月	89万円 (81万円)	54万円 (51万円)	19万円 (16万円)	16万円 (14万円)
平成29年4月	89万円 (87万円)	54万円 (54万円)	19万円 (18万円)	16万円 (15万円)
平成30年4月	93万円 (89万円)	58万円 (54万円)	19万円 (19万円)	16万円 (16万円)
平成31年4月	96万円 (93万円)	61万円 (58万円)	19万円 (19万円)	16万円 (16万円)
令和2年4月	99万円 (96万円)	63万円 (61万円)	19万円 (19万円)	17万円 (16万円)
令和3年4月	99万円 (99万円)	63万円 (63万円)	19万円 (19万円)	17万円 (17万円)
令和4年4月	102万円 (99万円)	65万円 (63万円)	20万円 (19万円)	17万円 (17万円)

# 課税限度額の推移







# 令和4年度国民健康保険税(料) 課税限度額の状況

---

多摩26市(※課税方式は本市と同じ所得割・均等割の2方式)

基礎課税分	65万円(19市)
	63万円( 6市)
	61万円( 1市)
合計額	102万円(19市)
	99万円( 6市)
	96万円( 1市)

## 令和4年度国民健康保険税(料)率等の状況 (26市及び特別区)

	基礎(医療)課税分			後期高齢者支援金等課税分			介護納付金課税分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (万円)
武蔵野市	5.10	27,400	63.00	1.95	10,600	19.00	1.65	12,900	17.00
26市平均	5.65	29,655	64.38	1.93	10,982	19.73	1.79	13,382	16.96
武蔵野市を除く 25市平均	5.67	29,745	64.44	1.93	10,998	19.76	1.80	13,402	16.96
特別区 平均	7.22	41,878	65.00	2.29	13,139	20.00	2.21	16,700	17.00

※出所 東京都福祉保健局資料から算出

# 応益割合（課税総額に占める均等割総額の割合）の推移

保険税のうち、受益に対して等しく賦課される均等割を「応益割」、被保険者の経済的負担能力に応じた所得割を「応能割」といいます。

(単位 %)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
武蔵野市	34.4	32.88	32.46	33.33	35.01
A市	34.2	31.06	31.13	30.55	30.85
B市	37.4	37.36	37.39	37.81	37.11
市町村平均	42.2	41.15	41.31	41.18	41.51

※武蔵野市及びA市、B市は、平成29年度の応益割合の下位3市(2方式を採用)。

※令和3年度の武蔵野市の順位は、30市町村中28位。

※令和4年度23区平均 40.70

※出所 東京都福祉保健局資料(H28・29)、東京都市国民健康保険協議会(H30～R3)



# 第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画(令和3年9月改定)

---

- 計画期間:

令和2(2020)～令和17(2035)年度

- 目標:

平成30年度決算額から算定する1人当たりの赤字額 39,410円 の削減・解消

【実行計画】令和2(2020)年度～令和9(2027)年度

1人当たりの赤字額 39,410円の50% 19,705円の削減

【長期展望計画】令和10(2028)年度～令和17(2035)年度

1人当たりの赤字額 0円 (赤字の解消)

- 削減のための施策:

【歳入の確保】国・都交付金の獲得、保険税の適正賦課と収納率の向上、保険税率等の見直し等

【歳出の適正化】保険給付の適正化、資格管理の適正化、保健事業の充実

# 第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画

## 実行計画期間中における削減目標(1人当たり)

単位:円

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
削減目標額	単年度	4,500	400	4,500	400	4,500	400	4,500	505
	累計額	4,500	4,900	9,400	9,800	14,300	14,700	19,200	19,705
実績額	前年度比	5,314	963	—	—	—	—	—	—
	30年度比	3,110	4,073	—	—	—	—	—	—

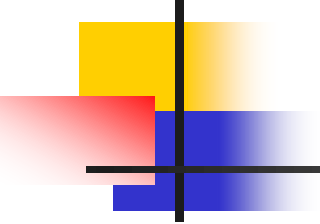
# 国民健康保険税 課税総額の比較

	令和4年度(現行条例)	令和5年度(改正案)
均等割額	50,900円	50,900円
所得割率	8.7%	8.7%
軽減割合	7割、5割、2割	7割、5割、2割
応益割率(医療分・軽減前)※	33.29	33.15
課税限度額	990,000円	1,020,000円
課税総額(軽減後)※	3,182,256千円	3,198,246千円
対令和4年度増減額	—	15,990千円

※ 課税総額及び応益割率については令和4年度当初課税データを利用

## 参考:国民健康保険税 歳入調定額(現年課税分)

	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度予算
歳入調定額	3,101,464千円	3,052,049千円	2,937,189千円	2,914,902千円	2,960,712千円



# 税率改定に伴う所得階層別課税影響額試算 (令和4年度当初課税による試算)

---

## 資料3 のとおり

### 影響が生じる所得区分

被保険者数 3,083人 (10.7%)

世帯数 1,929世帯 (9.2%)

# 今後の見通し

年 度			令和3年度 決 算	令和4年度 予 算	令和5年度 推 計
歳入総額			13,040,330千円	13,269,618千円	13,233,487千円
現行条例	保険税	金額	3,083,148千円	3,103,799千円	3,085,670千円
		歳入総額に占める割合	23.64%	23.39%	23.32%
	その他一般会計繰入金	金額	981,839千円	1,276,329千円	1,310,251千円
		歳入総額に占める割合	7.53%	9.62%	9.90%
条例改正後	保険税	金額	—	—	3,101,660千円
		歳入総額に占める割合	—	—	23.44%
	その他一般会計繰入金	金額	—	—	1,294,261千円
		歳入総額に占める割合	—	—	9.78%

※過去3年の決算額の推移及び被保険者数の動向から算定(被保険者数の減を見込んでいる)。